

京都市教育委員会教育長告示第10号

京都市図書館利用規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月26日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第17条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、本市の区域内に存する学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）その他これに準じると京都市中央図書館長が認めた団体への貸出しについては、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(中央図書館図書課)